

有価証券報告書の作成要領について (平成 17 年 3 月期)

財団法人 財務会計基準機構
企画部 副長 小林 一男

はじめに

(財)財務会計基準機構は、去る 4 月 1 日から 11 日までの間、全国 9 か所 11 回にわたって平成 17 年 3 月期に係る有価証券報告書の作成を前提とした「有価証券報告書の作成要領(平成 17 年 3 月期提出用)」(以下「本テキスト」という。)に基づき、作成上の留意点についての解説セミナーを開催した。

以下、本稿においては本テキストにおける主な改正点について解説するが、ご承知のとおり、平成 17 年 3 月 31 日付で企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」という。)が改正されたことから、本テキストは、3 月 8 日付で公表されたパブリック・コメント段階での改正内容に沿って作成されている。したがって、根拠条文、記載事例及び作成にあたってのポイントの一部に訂正が必要であることをあらかじめご了承ください。

また、今回から、本テキストの内容の大幅な見直しを行った。具体的には、作成にあたってのポイントを充実させるとともに、すでに定型化していると思われるような記載事例については簡素化し、連結と単体の記載事例が重複しているものについては単体の部分をカットし、連結の事例を参照するようにした。その見直しに合わせ、本テキストの名称を「有価証券報告書の作成の仕方」から「有価証券報告書の作成要領」に変更している。

なお、文中、意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. 金融審議会第一部会報告「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」を踏まえた開示府令の一部改正に関連する事項

昨年後半以降の証券取引法上のディスクロージャーを巡る不祥事を受け、昨年 12 月 24 日に金融審議会第一部会から「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」と題する報告が公表された。これは、一連の不祥事を受けて昨年 11 月に金融庁より金融審議会第一部会の下に置かれたディスクロージャー・ワーキンググループに対して「財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方」、「継続開示義務違反に対する課徴金制度のあり方」、「コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実のあり方」および「親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実のあり方」の 4 項目について検討の要請があり、その検討の結果として報告されたものである。

金融審議会第一部会は、この報告書の中で、「コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実のあり方」および「親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実のあり方」については、平成 17 年 3 月期の有価証券報告書からの追加開示を求める法令改正を行うことを求めている。

これを踏まえ、平成 17 年 3 月 31 日付で、開示府令が改正された。この改正により、【第 4 提出会社の状況】の【6. コーポレート・ガバナンスの状況】に「内部監査及び監査役監査の状況」、「社外取締役及び社外監査役と提出会社との関係」及び「会計監査の状況」の 3 項目が追加され、【第 7 提出会社の参考情報】に「提出会社の親会社等の情報」の記載が追加された。

また、同時に昨年 11 月からの有価証券報告書等の自主点検時に訂正の多かった事項について、有価証券報告書等の「記載上の注意」が明確化された。

以下、開示府令の改正点及びそれに伴うテキスト本の改正点について解説する。

(1) 所有者別状況

所有者別状況については、開示府令の改正により有価証券報告書の記載上の注意が 2 か所変更されている。

- ①所有株式数の記載が他人名義で所有している株式数を含めた実質所有、いわゆる実質主義により記載することが明確化された。
- ②外国法人等の記載が改正前の個人を内書きにする書き方から、「個人以外」と「個人」を分けて記載にするように変更され、記載方法が明確化された。

(2) 役員状況

役員状況についても、役員の所有株式数について実質主義により記載することが明確化されている。

(3) コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスの状況については、有価証券報告書の記載上の注意が準用している第二号様式の記載上の注意(52-2)に、b「内部監査及び監査役監査の状況」とc「社外取締役及び社外監査役と提出会社の関係」とd「会計監査の状況」が追加された。

コーポレート・ガバナンスの開示は、新規の開示項目も含めて、企業のコーポレート・ガバナンスの全体像を解りやすく説明するため、記載上の注意 a～d に掲げられた項目を関連付けながら記載することが求められているものと考えられる。従って、[資料 1] に示した記載事例のように、例示内容を個別に項目建てするのではなく、通常密接に関連があると思われる「会社の機関の内容」、「内部統制システムの整備の状況」、「内部監査及び監査役(監査委員会)監査の状況」及び「リスク管理体制の整備の状況」などをいくつかの項目にまとめて、それぞれを関連させながら説明する方法なども考えられる。要は、各会社の実態に即し、コーポレート・ガバナンスの状況をより解りやすく記載するための項目の組み合わせや図表の使用といった工夫が求められているものと考えられる。

また、記載上の注意の項目は、例示として記載されているため、例示されていない項目も含めて投資家にとって有用な情報を工夫して作成することは可能であると考えられる。次に新規開示項目を個別に説明する。

①「内部監査及び監査役監査の状況」

条文の通り内部監査及び監査役(監査委員会)監査に係る組織や人員、手続き、内部監査、監査役(監査委員会)監査および会計監査の相互連携について、各会社の実態に

合わせて、具体的に分かりやすく記載することが求められている。

②「社外取締役及び社外監査役と提出会社の関係」

社外取締役及び社外監査役と提出会社の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係を記載する。

人的関係とは提出会社の役員との二親等以内の関係や関係会社への役員就任等を記載することが考えられる。資本的关系とは、特に関係会社への出資等の関係を記載するものと考えられる。

また、社外取締役又は社外監査役（その近親者を含む）が、取締役に就任する会社との人事、資金、技術及び取引等の関係を記載することが考えられる。

③「会計監査の状況」

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名および7年を超えて公認会計士法第24条3に規定する監査関連業務を連続して行っている場合には提出会社に係る監査年数、監査業務に係る補助者の構成並びに個人会計士が行っている場合には、その審査体制を記載する。

これらの情報は、提出会社では把握していない情報もあるため、基本的には監査法人又は公認会計士から情報を入手して記載することになると思われる。

業務を執行した公認会計士の「業務を執行した」の意味は、「監査報告書に署名押印した」と理解して良いと考えられる。業務を執行した公認会計士の監査年数は、業務を執行した公認会計士が、提出会社に対して監査関連業務を長期間連続して行っているかどうか判断の基準となり、7年を超える場合に年数を開示することとなる。公認会計士法のいわゆるローテーションの対象期間との関係で、過去に大会社等に該当したかどうかというのは、ここでの年数には関係ないものと思われる。

また、監査業務に係る補助者の構成については、提出会社の監査業務に従事する監査法人に属する者のうち、監査報告書に署名押印をしていない者すべてが対象になるとと思われる。実際の記載にあたっては、[資料1]の記載事例のように「当社の会計監査業務に係る補助者は、会計士〇名、会計士補〇名、その他〇名」のように記載する方法が考えられる。

④「監査報酬」

監査報酬については、記載内容の明確化が行われた。改正前は「監査契約に基づく監査証明に係る報酬とそれ以外の報酬に区分した内容」となっていたが、改正により「公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬とそれ以外の業務に基づく報酬に区分した内容」となっている。公認会計士法第2条第1項では、「公認会計士は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。」とされていることから、記載内容については実質的に変更はないと考えられるが、改正前の条文では、各社で監査契約の内容が異なることから、この部分の区分がやや不明確であったことから、記載内容の明確化が行われたものと考えられる。

(4) 提出会社の親会社等の状況

①親会社等の範囲

提出会社の親会社等の情報における親会社等は、有価証券報告書の記載上の注意

(49) eで定義されている。ここでの「親会社等」は3月8日に公表されたパブリック・コメントの段階では「親会社」とされていた。しかし、新たに付け加えられた「等」は、親会社以外の例えば関連会社などを指すのではなく、財務諸表規則上の支配力基準による親会社の定義と異なることから、「等」をつけて区分したものであり、実質的な変更は無いと思われる。この条文は、やや長く複雑であるので、親会社等の範囲を〔資料2〕に図表を用いて示した。基本的にはパターン1のように提出会社の議決権の50%超を所有している会社A及びパターン4のように会社Aの所有している議決権とB社のように会社Aが議決権の50%超を所有している会社等（被支配会社等という）が所有している議決権を合計して50%超となる場合の会社Aのことを親会社等とすると定義されている。

パターン5の会社Dや会社Eのように、会社Aの被支配会社等の会社BやCが議決権の50%超を所有している会社も被支配会社等に該当し、会社Aの親会社等の判定に考慮される。また、親会社等の情報の対象となる親会社等は1社に限定されないので注意が必要である。パターン2及び3の会社Bは、親会社等である会社Aの被支配会社ではあるが、提出会社の議決権を50%超所有しているため親会社等に該当する。

なお、会社以外の者（例えばファンド等）は、開示の対象となっていないので、留意する必要がある。

また、親会社等の情報は、提出会社が証取法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる（上場又は店頭登録している）有価証券の発行者である場合のみ、開示が求められている。

②開示対象となる親会社等

親会社等があると判断された場合、当該親会社等が有価証券報告書等の開示書類を提出している継続開示会社または、当該親会社等が外国証券取引所等に上場していて、その証券取引所の規則に従った開示書類が本邦において閲覧可能な状況にあれば、「提出会社の親会社等の情報」の開示は必要ないこととなる。

注意が必要な点は、親会社等の範囲のところで親会社情報の対象となる親会社等が1社に限定されないと記載したが、〔資料2〕のパターン2で、たとえば会社Aが継続開示会社又は外国証券取引所等に上場している場合には、会社Aの情報については開示の必要はないが、会社Bが継続開示会社又は外国証券取引所等に上場している会社でない場合には、親会社等の情報の開示の対象となると考えられる。逆の場合でも同様である。つまり親会社等が上場していて、中間に継続開示会社でない持株会社等を設立して、その傘下に提出会社がある場合、一番上の親会社等は継続開示会社であるため親会社等の情報の開示は必要ないが、中間の継続開示会社でない会社の情報は開示対象となると考えられる。

③開示内容

・親会社等がない場合

記載上の注意(49) eで定義する親会社がない場合には、その旨を記載することとされているため、〔資料3〕のような注記を行うこととなる。

ただし、あまり該当する会社はないと思われるが、財務諸表規則等で規定する親会社でいわゆる「支配力基準」により、つまり議決権の所有割合は50%以下であるがその他の条件から親会社と判断された親会社がある場合は、親会社情報の開示対象には該当しないものと考えられる。この場合、[資料3]のように「当社は親会社等はない。」と記載した場合に、有価証券報告書の「関係会社の状況」には、親会社が記載してあるのに対し、【提出会社の親会社等の情報】には、親会社等はないと記載することになり、利用者が混乱するおそれがあるため、「企業内容等に関する内閣府令 第3号様式 記載上の注意(49)eに規定する親会社等はない。」といった記載をすることが望ましいと考えられる。

・親会社等が継続開示会社の場合

親会社等が、継続開示会社等で親会社情報の開示が必要ない場合には、[資料4]のように、親会社等の名称、その旨および親会社等が上場会社である場合には上場取引所名を記載することとなる（なお、本テキストでは上場取引所名を記載していない事例となっているので、ご注意ください。）

・親会社等が開示対象である場合

親会社等があると判定され、その親会社等が継続開示会社でも外国証券取引所に上場している会社でもない場合には、「提出会社の親会社等の情報」の開示対象となる。開示内容は、記載上の注意(49)aの(a)と(b)で定められている。

(a)では、親会社等の名称、株式の所有者別状況、大株主の情報および役員の状況の記載を求めており、記載方法については(49)のbにあるように、有報の当該個所の記載に準じて記載することとなっている。記載する時点は、株式の所有者別状況と大株主の状況については有価証券報告書における両項目の記載時点が、事業年度末となっていることから、計算書類の決算日時点での記載することになるものと考えられる。役員の状況については、有価証券報告書における記載時点が、報告書提出日時点となっているため、提出会社の有価証券報告書提出日現在で記載することになるものと考えられる。

(b)では提出会社の当事業年度末以前の親会社の一番近い決算期の貸借対照表・損益計算書・営業報告書及び附属明細書(計算書類等)を記載することになっており、監査役又は監査委員会の監査報告書と会計監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も添付することとなっている。「提出会社の当事業年度以前の当該親会社の最近事業年度」とあるので、提出会社が、3月決算の会社の場合で、親会社が3月決算であれば17年3月期の計算書類等を、親会社が12月決算であれば16年12月決算のものを、親会社が4月決算であれば16年4月決算のものを記載することとなる。なお、記載上の注意cで、計算書類等の記載に代えて添付することができることとされている。提出会社の、招集通知や定款など同様に添付することになるので、実務上は大部分の会社が計算書類等を添付するものと思われる。

また、これらの事項の全部又は一部について記載又は添付できない場合にはその理由を記載することとされている。

2. その他の改正

上記以外の本テキストの主な改正点は以下の通りである。

(1) 「事業等のリスク」

本テキストの作成にあたってのポイント③に「将来に関する事項を記載した場合には、判断した時点に記載することとなります。」を追加した。記載時点については、有価証券報告書の記載上の注意が準用している第二号様式の記載上の注意（32-2）のbに、「将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。」と記載しており、届出書提出日は当連結会計年度末と読み替えられる。当財団において、昨年の開示実態の調査を行ったところ、調査対象企業（約450社）の8割程度が将来に関する事項を記載していたが、判断時点の記載のないものや年度末以外の時点で判断しているものが散見された。判断時点が年度末以外のものについては、関東財務局より公表された「平成16年3月期に係る有価証券報告書の重点審査について」において、「制度の趣旨からみて、将来に関する事項を記載する場合には、『有価証券報告書提出日現在において判断したものである。』等、判断時点が提出日より近いものであればよいものと考えられる。」とある。開示府令上の原則は、判断時点はあくまで期末日現在であると思われるが、期末日以降に新たなリスク要因が発生した場合には、その要因を開示し、「将来に関する事項の判断時点は有価証券報告書提出日現在である。」というように判断時点に記載する必要があると考えられる。

当財団では平成16年3月期の【事業等のリスク】、【財政状態及び経営成績の分析】及び【コーポレート・ガバナンスの状況】の開示状況の調査を行い本年2月に報告書を刊行している。今回の調査において、記載が多かったと思われる項目を〔資料5〕挙げている。各社によって、リスクはさまざまと思われるので、これにとらわれることなく、各企業の実態に即した記載が望ましいと考えられる。

(2) 財政状態及び経営成績の分析

本テキストの作成にあたってのポイント①に「単なる客観的事実の羅列ではなく」という文言を追加している。昨年の開示事例において、事実を分析せずに記載している例が見られたように思われる。記載上の注意に「代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」とあるように、「財政状態及び経営成績の分析」には、単なる事実ではなく、その事実が発生した原因や理由を分析的にわかりやすく記載することが適当であると考えられる。

また、作成にあたってのポイント④に将来に関する事項の判断時点に記載する旨を追加したが、「事業のリスク」の当該事項と同様である

(3) 株価の推移

昨年12月のジャスダック市場の改組により、店頭登録していた会社は、ジャスダック市場に上場ということになった。株価の推移には、証券取引所に上場されている場合には当該証券取引所名を、証券業協会に登録されている場合には、当該証券業協会の発表する相場を

記載している旨を記載することとなっており、今回のような場合には〔資料6〕の記載事例のように、上場日の平成16年12月13日より、ジャスダック市場におけるものであり、それより前は日本証券業協会の発表によるものである旨を記載することが適当であると考えられる。

(4) 「経理の状況」の冒頭記載

平成17年3月期の「経理の状況」の冒頭記載は、3つのパターンに分けることができる。

- ・減損会計を、前期当期とも適用してない場合

この場合は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」の附則第2項のただし書き（以下、「附則ただし書き」という）が前期当期とも適用され、改正前の連結財務等により作成されていることとなるため、〔資料7〕のような記載となる。

記載事例の文章に、「固定資産の減損に係る会計基準」を早期適用していないため、附則ただし書きが適用されている旨や「前連結会計年度及び当連結会計年度ともに」等の文言を加えて分かりやすく記載する方法も考えられる。

- ・減損会計を、当期より早期適用している場合

この場合は、前期は「附則ただし書き」が適用され、改正前の連結財務等により作成され、当期は「附則ただし書き」が適用されず改正後の連結財務等により作成されることとなるため、〔資料8〕のような記載となる。

- ・減損会計を、前期から早々期適用している場合

この場合は、前期当期とも「附則ただし書き」が適用されていないため、記載例における「ただし」以下は、記載する必要はない。

(5) 「投資事業有限責任組合等への出資金」の取扱い

平成16年12月1日に施行された、証取法の改正により、投資事業有限責任組合およびこれに類する組合への出資を有価証券とみなすことになった。これに伴い「金融商品会計に関する実務指針」の一部改正が日本公認会計士協会により行われた。この改正は、会計処理の変更を伴うものではなく、従来「投資その他の資産」の「その他」等に含まれていた当該出資金が投資有価証券等に振替えられることとなる。この変更は表示方法の変更に該当し、表示方法の変更の注記が必要となると考えられる。また、当該出資金が既存の有価証券とは評価基準や評価方法が異なる場合で、当該出資金に重要性があれば、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の該当項目に「ただし書き」などで追加して記載する必要があると考えられる。

(6) 「退職給付に係る会計基準の一部改正」

本年3月16日に企業会計基準委員会より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」が公表された。従来の退職給

付に係る会計基準においては、年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したことによる数理計算上の差異の発生又は、給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が退職給付債務を超えることとなった場合の取扱いについて、「退職給付に係る会計基準注解」の（注1）の1が適用され、当該超過額を資産及び利益として認識していなかった。超過額については、積立超過額が解消されるまでは、費用の減額処理をされず未認識年金資産として処理及び開示されていた。

今回の改正により、年金資産が退職給付債務を超えることになった場合においても、当該数理計算上の差異および過去勤務債務は、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、費用の減額として処理されることとなった。本会計基準は平成17年4月1日以後開始する事業年度から適用されるが、平成17年3月期から、早期適用が可能となっている。この基準を早期適用した場合には、正当な理由による会計方針の変更該当するため、〔資料9〕の記載事例のような記載が必要となると考えられる。

この記載事例は、超過額が前期以前から存在している場合、または、数理計算上の差異の発生額について、当期発生額を当期から費用処理する方法を採用している会社で当期に超過額が発生した場合の事例となっている。今回の改正によれば、適用初年度にそれより前の事業年度に発生した未認識年金資産が存在する場合には、適用初年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数および処理方法に従って費用の減額として処理を行うとされている。数理計算上の差異の発生額について、当期の発生額を翌期から費用処理する方法を用いている場合でも、適用初年度より前から存在する未認識年金資産については、適用初年度から費用の減額処理を行うこととされていることに注意が必要である。

なお、当該会計基準を早期適用して、影響がない場合でも、会計方針の変更として、影響が無い旨を記載する必要がある。

また、未認識年金資産が存在する場合で、当該会計基準を早期適用しない場合には、「退職給付関係」の注記「2.退職給付債務に関する事項」に、「未認識年金資産」が記載されることになる。この注記は期末現在で記載することになるため、未認識年金資産が期末には存在するが、翌期首には、当該会計基準が強制適用となり未認識年金資産が過去勤務債務または数理計算上の差異に振替えられることになる。この場合に、翌期首に振替えることにより消滅することについての説明を行うことも考えられる。

(7) 法人事業税の外形標準課税の取り扱い

昨年4月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税の外形標準課税制度が導入されており、この外形標準課税部分、すなわち事業税のうち付加価値割および資本割を損益計算書上どのように表示するべきかを明確にするため、昨年2月13日に企業会計基準委員会から実務対応報告第12号「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」が公表され、原則として販売費及び一般管理費に計上することとなった。

これは外形標準課税制度の導入という新事実の発生に伴う新たな会計処理の採用であるため、会計基準の変更に伴う会計方針の変更には該当しない。また、当該変更が連結財務諸表に与えている影響に重要性があると判断される場合には、追加情報として注記することになるので、ご留意する必要がある。

(8) 株主名簿の閉鎖期間の記載欄の削除

平成 16 年 10 月に施行された商法の改正で、株主名簿の閉鎖期間制度の廃止が行われたことに伴い、平成 16 年 11 月に開示府令が改正された。改正点は、有価証券報告書の記載上の注意が準用している第二号様式の様式及び記載上の注意が改正され、株主名簿閉鎖の期間の記載欄が削除され、第二号様式記載上の注意 c に定めていた中間配当に係る株主名簿の閉鎖期間の記載についても削除された。

(9) 監査報告書に関する事項

平成 15 年の公認会計士法の改正を受けて、日本公認会計士協会の「監査報告書作成に関する実務指針」が平成 16 年 7 月 5 日付で改正され、当連結会計年度から監査報告書の様式が変更されている。

具体的には、指定証明制度が導入されて、指定証明の場合には、署名欄が従前の代表社員から指定社員に変更された。また、指定証明であるなしを問わず、署名欄における関与社員というタイトルも、業務執行社員に改められている。

さらに、監査法人が被監査会社から監査以外の業務を提供し継続的な報酬を受けている場合には、その旨を記載することが求められており、注意が必要であると思われる、詳しくは日本公認会計士協会の監査委員会報告第 75 号「監査報告書作成に関する実務指針の改正について」を参照されたい。

おわりに

今回の開示開示府令の改正において、記載上の注意の (33) 連結財務諸表の b 及び (40) 財務諸表の b が新たに追加された。この条文は、「連結財務諸表の作成にあたっては、連結財務諸表規則にしたがって適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、連結附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載すること」とあるように、極めて精神規定的な内容である。あえて、今回の改正でこの規定が新設された背景には、昨年後半以降のディスクロージャー制度を巡る不祥事とその後の自主点検において 589 社という多くの会社が訂正報告書を提出したという事実があると思われる。

言うまでもなく、ディスクロージャー制度は、資本市場の根幹をなすものである。これらの新たな記載上の注意にあるように、連結財務諸表等はもとより、正確で適正な有価証券報告書の作成がこれまで以上に求められているものと思われる。

以 上

[資料 1] コーポレート・ガバナンスの状況記載事例

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、

 (略).....

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社は監査役制度を採用しており、

 (略).....

② ※会社の機関・内部統制の関係を分かりやすく示す図表
 (図表)

③ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、

 (略).....

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、(人員及び手続き並びに内部監査、監査役(監査委員会)監査及び会計監査の相互連携について記載する).....

⑤ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は〇〇〇〇であり、△△△監査法人に所属し.....
 (略).....

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士〇名、会計士補〇名、その他〇名であり、.....

⑥ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役である〇〇〇〇は、

 (略).....

(2) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、

 (略).....

(3) 役員報酬の内容

当社の社内取締役に対する報酬の内容は、

 (略).....

また、社外取締役に対する報酬の内容は、

 (略).....

(4) 監査報酬の内容

当社の〇〇監査法人への公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する業務に基づく報酬の内容は、.....
 (略).....

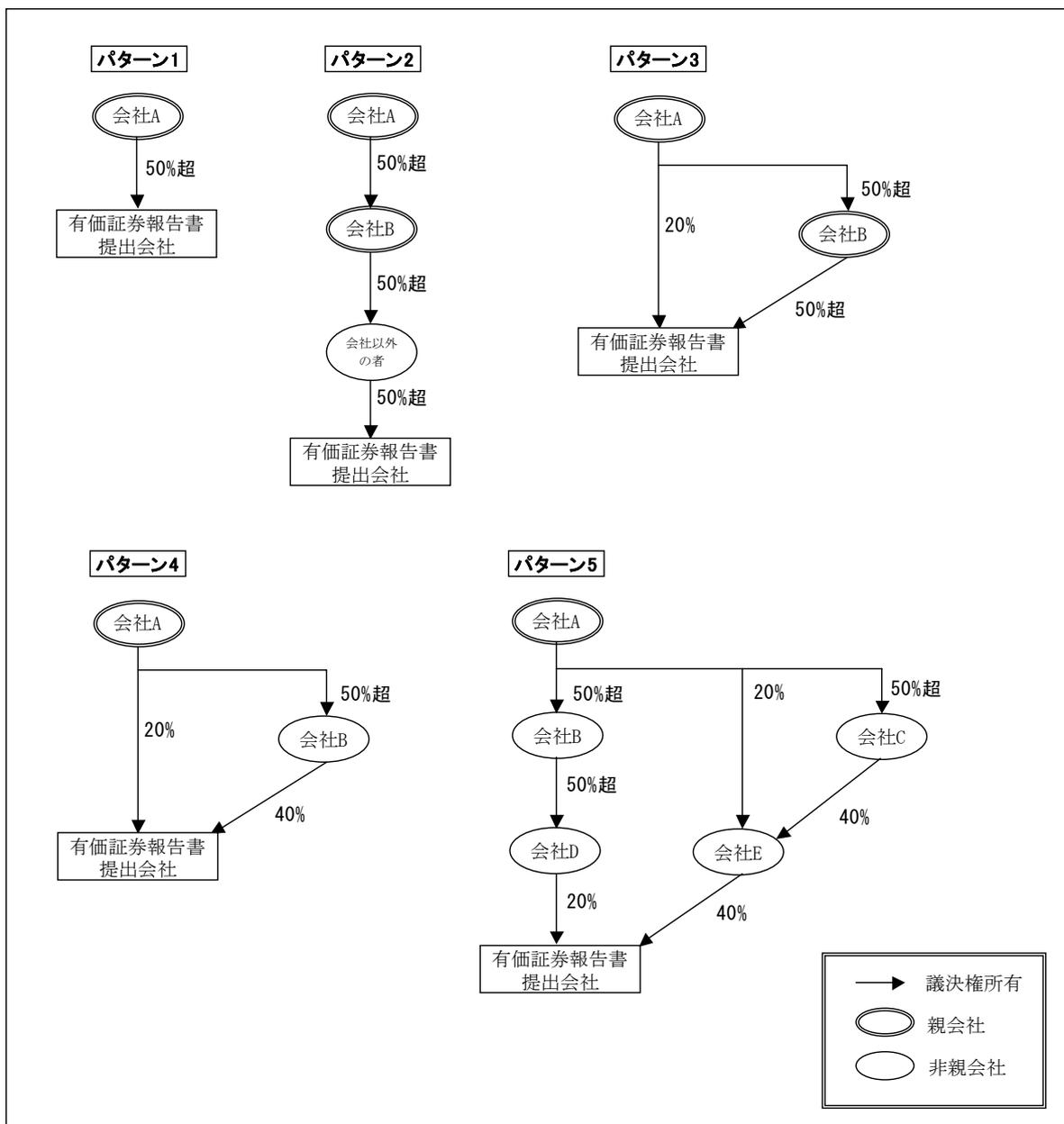
上記以外の業務に基づく報酬の内容は、.....
 (略).....

(5) 〇〇〇〇〇〇

.....
 (略).....

(注)項目は記載上の注意に例示されたものであるが、※は記載することも可能であると思われる項目を示す。

〔資料2〕 親会社の範囲



〔資料3〕 親会社のない場合の記載事例

1【提出会社の親会社の情報】

当社は、親会社はない。

〔資料 4〕 親会社が継続開示会社である場合の記載事例

1【提出会社の親会社の情報】

当社の親会社 ○○○○○株式会社は、○○○証券取引所に上場しており、継続開示会社である。

〔資料 5〕 「事業等のリスク」の記載項目例

将来に関する事項

景気や政治経済の動向、金利や為替の変動、原材料等の価格変動、自然災害等

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動

退職給付債務に係る積み立て不足、保有有価証券の時価変動による影響、繰延税金資産の処理、減損

会計の影響

特定の取引先・製品・技術等への依存

親会社、グループ会社への販売や調達集中、開発面での特定の企業への依存、官公需要への依存

〔資料 6〕 ジャスダック市場の改組に伴う上場に係る「株価の推移」の記載例

(注) 当社は平成 16 年 12 月 13 日にジャスダック証券取引所に上場した。このため、最高・最低株価は、平成 16 年 12 月 13 日よりジャスダック証券取引所におけるものであり、それ以前については日本証券業協会の公表によるものである。

〔資料 7〕 減損会計を、前期当期とも適用していない場合

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号)附則第 2 項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号)附則第 2 項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成している。

〔資料8〕 減損会計を、当期において早期適用した場合

| |
|--|
| <p>1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について</p> <p>(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。</p> <p><u>ただし、前連結会計年度(平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号)附則第 2 項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成している。</u></p> <p>(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。</p> <p><u>ただし、前事業年度(平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 16 年 1 月 30 日内閣府令第 5 号)附則第 2 項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成している。</u></p> |
|--|

〔資料9〕 「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」を早期適用した場合

| | 前連結会計年度 (自 平成 15 年 4 月 1 日 至 平成 16 年 3 月 31 日) | 当連結会計年度 (自 平成 16 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 3 月 31 日) |
|-----------------|--|--|
| 4. 会計処理基準に関する事項 | <p>③退職給付引当金</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> | <p>③退職給付引当金</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 3 号 平成 17 年 3 月 16 日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 7 号 平成 17 年 3 月 16 日)が、平成 17 年 3 月 31 日に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用している。これにより営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益は〇〇〇百万円増加している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載している。</p> |